

広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業 ー公募型プロポーザル実施要領ー

1 目的

広川町では、2022(令和4)年12月9日に町民・事業者・行政の「オール広川」で脱炭素社会の実現に向け取り組むことを宣言しました。

その取り組みの一つとして、町民等が広く利用できる電気自動車（以下「EV」という。）用の急速充電設備（以下「EV充電等」という。）を設置し、EV充電等の運営・維持管理を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための実施方法等について定める。

2 事業概要

（1）事業の名称

広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

（2）事業の内容

事業者は、町が所有する施設（産業展示会館及び町民交流センター）の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV急速充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下、「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

町は、所有する施設の駐車場を設置予定事業者に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び広川町行政財産使用料条例（平成24年広川町条例第6号）の規定に基づき、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可し、行政財産使用料については免除することが出来るが、企画提案の内容に含めることとする。

また、固定資産税（償却資産）については減免しないため支払うこととする。

なお、本事業の詳細は、別紙「広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

（3）事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、事業の期間終了後の取扱いについては、EV充電設備等の減価償却期間を考慮し、双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

（4）事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するにもっとも適した事業者選定するものとする。

3 参加資格

（1）プロポーザルに参加を希望する事業者（以下、「参加事業者」という。）は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）

エ 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

（2）次に掲げる事項の書類（発行から3か月以内のもの）を提出すること。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 印鑑証明書

ウ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 事業所所在地の法人事業税、法人市町村民税の納税証明書

（3）3（1）に規定するもののほか必要な参加資格要件は、該当業務の内容等に応じて、別に定めることとする。

4 日程

募集開始（告示日）	令和7年5月30日
参加資格に係る質問受付期間	令和7年5月30日から令和7年6月2日 正午まで
参加資格に係る質問回答	令和7年6月3日
参加申込書提出期間	令和7年5月30日から令和7年6月4日 正午まで
参加資格審査結果通知	令和7年6月5日
企画提案に係る質問受付期間	令和7年6月5日から令和7年6月9日 正午まで
企画提案に係る質問回答	令和7年6月10日
企画提案書の提出期間	令和7年6月6日から令和7年6月11日 午後5時まで
辞退届の提出期限	令和7年6月12日
企画提案ヒアリング	令和7年6月13日
結果通知	令和7年6月16日

5 参加申込書の提出

（1）提出書類及び提出部数

参加事業者は、本実施要領の各規定を理解した上で、下記書類を各1部提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 財務諸表（直近2期分）

ウ 3（2）に掲げる書類一式

(2) 提出期限

本実施要領「4 日程」のとおりとする。

(3) 提出先

本実施要領「12 担当課」の「総務課財政係」

(4) 提出方法

上記提出期限までに電子メールで提出すること。なお、件名は「【事業者名】広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業（参加申込書）」とし、提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、電子メール送信後には、受信確認の電話を本実施要領「12 担当課」の「総務課財政係」まですること。その後、原本については、電子メールにて送信した書類と同じものを担当課からの指示の後提出すること。

6 参加資格審査

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書を令和7年6月5日（木）までに、電子メールにより通知する。

なお、審査結果についての問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。

(2) 留意事項

書類提出後の差し替えは認めず、書類の返却はしない。

7 参加資格審査を通過した事業者が提出する書類等

本実施要領及び仕様書に基づき作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提案書類

ア 企画提案書（様式第2号）

イ 業務体制表（様式第3号）

ウ 企画提案書（任意様式）

(2) 記載内容

企画提案書は、表1に掲げる項番の順に、同表に定める項目及び事項を記載して作成すること。

【表 1】

No.	項目	事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項
2	本事業の実績	地方公共団体において電気自動車用急速充電設備等導入事業又はそれに類する事業等を行った実績内容
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制（設置業務、維持管理業務等体制が異なる場合は、それぞれの業務体制ごとに様式第 3 号「業務体制表」を提出すること）
4	事業工程表	本事業のスケジュール及び整備方針 国や都の補助事業を活用する場合は、その内容に関する事項 ※任意様式
5	提案内容	9. 【表 2】 No. 4 ～ 7 の内容及び仕様書に掲げる内容についての具体的な提案

(3) 提出期限

本実施要領「4 日程」のとおりとする。

(4) 提出先

本実施要領「12 担当課」の「総務課財政係」

(5) 提出方法

電子メールとする。なお、件名は「【事業者名】広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業（企画提案書）」とし、提出書類を PDF ファイルで添付した上で送付するものとし、電子メール送信後には、受信確認の電話を本実施要領「12 担当課」の（1）の「総務課財政係」まですること。

(6) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。

イ 指定する様式以外は任意であるが、A 4 版横向きとし、ページを付すこと。

ウ 正確かつ簡潔な内容とすること。

エ 提出書類の差し替え、修正及び追加等は認めない。ただし、広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）から要請のあったものについてはこの限りではない。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項並びに事業実施に係る内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 提出方法

別紙、「質問書（様式第 4 号）」に質問内容を記入のうえ、電子メールで送付すること。なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

イ 提出先

本実施要領「12 担当課」の「総務課財政係」とする。

ウ 受付期間

本実施要領「4 日程」のとおりとする。

エ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、福岡県広川町のホームページに掲載し公表する。

9 審査概要

審査委員会において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本事業に適していると認められる業者を選定する。

(1) 審査方法

審査委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を行い、候補者を決定する。

ア 審査は表2に基づき行う。

イ プレゼンテーションはWEB会議システム（Zoom）で実施する。また、参加人数は3人までとし、実際に事業を行う際に主として担当するものを出席させること。

ウ 実施時間は1事業者につき、説明20分、質疑応答20分の合計40分とする。

エ プレゼンテーションは提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

オ 審査は個別で行い、非公開とする。

カ 開始時間、ZoomのミーティングID、PWなどの詳細は後日連絡する。

キ プレゼンテーションの内容は、事務局において記録することがある。

ク 評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。ただし、各評価項目ごとにひとつでも0点の項目があった場合または評価点数の合計が一定以下の場合には当該事業者を選定しないものとする。

(2) 評価項目

審査基準は、表2のとおりとする。

【表 2】

No.	審査項目	審査対象	詳細・着眼点
1	企業評価	事業遂行能力及び事業の継続性	・事業を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められるか。 ・財務状況、資金調達等に問題がなく、長期契約における事業継続性が保証できる提案であるか。
2		業務実績	・本委託と同等の導入実績があるか。
3	業務評価	事業スケジュール・事業実現性	・事業スケジュールが明確かつ妥当性があるか。また、事業の実現可能性はあるか。 ・国の補助事業を活用する場合は、補助条件に適しているか。
4		整備方針など	・EV充電設備等の設置場所及び規模は明確か。来庁者の駐車場利用状況を考慮しているか。 ・EV充電設備等の整備方針及び方法等は明確かつ妥当性があるものか。
5		充電設備の規格・電気料金の負担	・EV充電設備の規格はCHAdeMO方式か。その他の方式を採用する場合は、メリット・デメリット等が明確に示されているか。 ・事業者にて電気料金の負担をすることとなっているか。
6		利用料金及び利用のしやすさ	・利用者の利用料金は明確で廉価なものとなっているか。 ・充電器の使用のみならず、決済サービス等も含め、利用者が利用しやすい仕様となっているか。 ・利用者の問い合わせに対する窓口が整備されており、その連絡先が明示されているか。
7		維持管理及び緊急時の対応	・維持管理の方法及び運営方法が具体的かつ町に負担を与えない内容となっているか。 ・EV充電設備の利用状況を管理できる仕様になっているか。町から照会があった場合は回答ができるか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、町施設の電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。 ・トラブル等の緊急事態が発生したときの対応及び人員体制について明確かつ妥当性があるか。また、町に負担を与えない内容となっているか。
8		代替技術への対応	・代替技術が主流となった場合や、本充電設備の利用が極端に減少した場合の対応方法が明確に示されているか。
9		独自提案	・事業者独自の視点で、本事業の内容に資する積極的な提案があるか。また、それが実現可能であるか。（例：①災害時の対応について、②行政財産使用料の支払いなど）

(3) 結果通知

本実施要領「4 日程」のとおりとする。

なお、結果通知については福岡県広川町ホームページを通じて行うものとする。

(4) その他

審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。

また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

10 失格条項

参加事業者もしくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

11 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加申込以降、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により担当課あてに提出すること。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (6) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。

ただし、提出された企画提案書等について、広川町情報公開条例（平成 14 年条例第 24 号）に基づく開示請求があった場合は、資料等を開示することにより、今後参加者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合は、様式第 5 号により申し出た部分の開示は行わない。

提出事業者においては、様式第 5 号の提出にあたっては、プロポーザル担当者と事前に協議した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、町が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

12 担当課

総務課財政係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1 広川町役場 FAX : 0943-32-5164

TEL : 0943-32-1255 内線 340・341 E-mail : zaisei@town.hirokawa.lg.jp

13 添付資料

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- (2) 企画提案書届出書（様式第2号）
- (3) 業務体制表（様式第3号）
- (4) 質問書（様式第4号）
- (5) 不開示資料等届出書（様式第5号）
- (6) 広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）
- (7) 広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準）
- (8) 別図1【産業展示会館駐車場】、別図2【町民交流センター駐車場】